令和 4 年度岩手県自殺対策普及啓発業務仕様書

この「業務仕様書」(以下「仕様書」という。)は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「令和 4年度岩手県自殺対策普及啓発業務」(以下「本業務」という。)に係る委託候補者の選定に関して、県 が、契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コ ンペに参加しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 目的

生きることに不安を持ち1人で悩みを抱えている方、及びその周囲にいる方(家族や職場の同僚及び友人等)に対する相談機関への誘引や、ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと)の基礎的な知識を県民に広く周知、浸透を図り、県民一人ひとりが自殺予防を意識できるよう自殺対策について普及啓発を行うもの。

2 本業務の概要

- (1) 業務名 令和4年度岩手県自殺対策普及啓発業務
- (2) **委託期間** 契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで

3 訴求対象及び訴求内容

(1) 訴求対象

1人で悩みを抱えている方(本人)及びその周囲にいる方(家族や職場の同僚及び友人等)

【考え方】

誰もが心の健康を損なう可能性があることから、県民一人ひとりが自らの人生の様々な 場面で自殺に追い込まれるという危機に遭遇する可能性があるということを認識して、そ の場合には適切に援助を求めることができるようにするとともに、心の健康問題の重要性 を認識して、自らの心の不調に気づくことができるようにすることが重要である。

また、心の問題を抱えて自殺を考えている人は、何らかの自殺のサインを発していることが多いため、県民一人ひとりが、家族や職場の同僚など自分の身近なところにいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づいて、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていくことができるようにすることが重要である。

(2) 訴求内容

ア 一人で悩みを抱えている方への相談の呼びかけ

悩みを抱えている方に、周囲の家族、職場の同僚、友人又は相談窓口に相談するよう呼びかける。

岩手県公式ホームページに掲載の「相談窓口一覧 1人で悩むより、まず相談を」に記載している相談窓口について、年代別、悩み事別に確実に伝わるよう効果的に周知する。

【岩手県公式ホームページ「相談窓口一覧 1人で悩むより、まず相談を」】 http://www.pref.iwate.jp/fukushi/shougai/soudan/002188.html

イ 周囲にいる方へのゲートキーパーとしての行動の呼びかけ

周囲にいる方が、家族や職場の同僚など身近な人の心の変化に気づき、声をかけ、話を聴いて、 必要な支援につなげ、見守っていくことができるよう、ゲートキーパーとしての行動を呼びかけ る。

岩手県公式ホームページに掲載の「身近で悩んでいる人がいたら〜私たちにもできるこころの 支援を考えよう〜」に記載している「気づきのポイント」、「声かけのポイント」、「話を聴くとき のポイント」、「つなぎ・見守りのポイント」等について効果的に周知する。

【岩手県公式ホームページ「身近で悩んでいる人がいたら~私たちにもできるこころの支援を 考えよう~」】

http://www.pref.iwate.jp/fukushi/ryouiku/037924.html

ウ 自殺対策の基本認識に関する普及啓発

全ての県民が自殺問題を自らの問題として認識し、参画できるよう、また、県民一人ひとりが 自殺予防の主役となるよう取り組むため、「自殺は予防可能である」というメッセージを広めて いくとともに、自殺予防に関する正確な知識を普及する。

【自殺対策の基本認識 ~自殺総合対策大綱より~】

○自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない 状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理 的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病等の精神疾患を発症していたり と、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らか になっている。

○年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

年間自殺者数は平成15年のピーク時に比べ、減少傾向にあるが、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。

若年層では、20歳代、30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。

〇地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、 自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとしている。

自殺総合対策とは、国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

4 業務内容

(1) キャッチコピーの作成

県民に対し、県の自殺対策に関する情報を普及啓発していくうえで、岩手県の自殺対策運動を象徴する、キャッチコピーを作成し、下段の広報の実施の際に引用すること。

作成の際には、「岩手県自殺予防宣言 ~みんなでつなごう、いのちとこころの絆~」を参考と すること。

【岩手県公式ホームページ「岩手県自殺予防宣言」】

https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/ryouiku/1004166.html

ア 岩手県の自殺対策を推進する運動の名称

- イ 岩手県自殺防止月間 (9月) 及び岩手県自殺対策強化月間 (3月) の月間の名称
- ウ 相談窓口一覧の名称
- そのほか、自殺対策推進活動を行っていくうえで、効果的な方法。

【参考情報】本県と主な他都道府県の取組状況

	一		
	岩手県	他都道府県	
ア	特になし	【秋田】心はればれ運動(秋田ふきのとう県民運動)	
		(秋田ふきのとう県民運動実行委員会として、官民連携活	
		動を展開)	
		(各種活動に活用:心はればれゲートキーパー研修、自殺	
		予防 心はればれ<あきた>)	
イ	岩手県自殺対策防止月間(9月)		
	岩手県自殺対策強化月間(3月)		
ウ	 相談窓口一覧	【秋田】ふきのとうホットライン(こころのセーフティネ	
	1人で悩むより、まず相談を	ット)	
		【宮崎】こころの電話帳	
		・県民向けポータルサイト「ひなたのおせっかい」	
		・各地域の相談窓口サイト「みやざきこころの青Tネット」	
		・若者向けサイト「宮崎こころの保健室」	
工	① 岩手県自殺予防宣言	【秋田】秋田ふきのとう県民運動シンボルマーク	
	(みんなでつなごう いのちと	【新潟】	
	こころの絆)	· 新潟県自殺予防対策推進宣言	
	② 自殺対策キャラクター	・キャッチフレーズ「たった一人のあなたです たった一	
	アイばあちゃん特になし	つの命です」	
		・予防キャンペーンキャラクター「みまもリン」	

(2) マスメディア等による広報の実施

テレビ、ラジオ、新聞及び SNS 広告等の媒体を活用し、効果的かつ効率的な普及啓発を行うこと。 岩手県自殺防止月間 (9月) 及び岩手県自殺対策強化月間 (3月) においては、特に積極的な広報を実施すること。なお、広報の時期については、早期の普及啓発効果が図られるよう、年度後半(3月など) にのみ偏ることのないよう配意すること。

また、各媒体の広報の中で、令和3年度に作成した、県公式 YouTube に掲載している「こころのセルフケア動画」の普及啓発についても、可能な限り盛り込むこと。

各媒体の提案については、次に掲げるターゲットとした企画となるよう、媒体毎に提案すること。

- ア 40歳代から50歳代を中心とした働き盛り世代
- イ 70歳代以上の女性
- ウ 若年層 (10歳代~30歳代)
- エ 女性層

媒体	内容	
テレビ及び	① 委託内容	
ラジオCM	CM企画、素材収集、制作、放送、経費支出等までの一連の業務。	
	ア 令和3年度以前に岩手県が製作したCMの放送	
	(テレビ 30 秒、ラジオ 20 秒)	
	イ 上記(1)キャッチコピーを広く周知するために、新たにCMを制作し放	
	送	
	② 放送期間及び時間帯	
	岩手県自殺防止月間(9月)及び岩手県自殺対策強化月間(3月)を含め、上	
	記ア及びイ毎に放送期間、本数を提案すること。	
	時間帯においては著しく偏りの無いよう配慮すること。	
	③ 放送本数	
	県内民放局において放送本数を次のとおりとする。	
	テレビCM : 合計 200 本以上(15 秒換算)	
	ラジオCM:合計 100 本以上(20 秒換算)	
	④ 電子記録媒体の提出	
	上記CM放送内容を記録した電子データを岩手県公式動画チャンネル	
	(YouTube) で配信可能なファイル形式に変換し、USB メモリ等の記録媒体に保	
	存した上で納品すること。記録ファイル形式は発注者と協議のうえ決定するこ	
	と。	
)業務報告書の提出	
	上記業務完了後は、業務実績を記録した任意様式による報告書を作成し、提出す	
	ること。	
	※留意事項: CM映像は、県がその目的を達成するための範囲内において、二次利	
	用が想定されるため、出演者の肖像権やBGM等に関する著作権等の権利関係の処	
	理を行うこと。	
	また、撮影等に伴い、法令等に基づく許認可、届出等が必要となる場合は、必要	

	な手続きを行うこと。	
新聞広告	① 委託内容	
	広告企画、デザイン、紙面掲載及び経費支出等までの一連の業務。	
	② 広告規格	
	ア 掲載紙: 岩手日報社	
	イ サイズ: 全5段	
	ウ 回 数: 1回以上	
	エ 時 期: 委託者と協議のうえ決定すること。	
	③ 電子記録媒体の提出	
	上記広告内容を記録した電子記録媒体(CD - ROM 等)を提出すること。	
	記録ファイル形式は発注者と協議のうえ決定すること。	
WEB上に	① 委託内容	
特設サイト	特設サイトの企画、素材収集、制作、管理、経費支出等までの一連の業務。	
設置	② サイト企画	
	企画構成、コンテンツを提案すること。	
	※留意事項:	
	①県公式HP上の「自殺総合対策」ヘリンクを貼り、県の取組と連動している旨を	
	掲載すること。	
	② サーバー管理、その他特設サイト管理に必要な事項を含むこと。	
	③ 県が製作したCMを視聴可能とし、その他、ポスター及びリーフレットの原版	
	等を掲載し、ダウンロードを可能とすること。	
	④ 掲載記録の提出	
	サイトの掲載内容等がわかる資料を提出すること。	
SNS広告	① 委託内容	
	広告規格、デザイン、掲載及び経費支出等までの一連の業務。	
	② 広告規格	
	掲載 SNS 媒体、掲載期間、掲載企画、掲載回数を提案すること。	
	なお、掲載にあたっては、広告視聴の動向を踏まえ、改善を図りながら実施す	
	ること。	
	他に、SNS アカウント制作を含むこと。	
	③ 電子記録媒体の提出	
	上記広告内容を記録した電子記録媒体(CD-ROM 等)提出すること。	
	記録ファイル形式は発注者と協議のうえ決定すること。	

(3) 自殺対策の担い手の育成を目的とした事業の実施(フォーラムの開催)

ゲートキーパーや傾聴ボランティア等の理解を深めるとともに、担い手の育成を図ることを目的としたフォーラム開催し、経費支出等までの一連の業務。

フォーラム内容について、企画提案すること。ただし、次の(ア)から(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 参集者:100名(対面及びウェブ参加含む)

- (イ) 実施方法:対面及びウェブ(ライブ配信)参加
- (ウ) 出演者手配:フォーラムにはファシリテーターを用意すること。なお、フォーラムの講師は岩手県で手配をおこなう。
- (エ) 準備物:フォーラム進行台本の制作をおこなうこと。
- (オ) 動画配信 (オンデマンド): フォーラム内容は実施後、配信用に編集をおこない県公式 (YouTube) で配信可能なファイル形式に変更し、CD ROM 等を提出すること。記録ファイル形式は発注者と協議のうえ決定すること。
- (エ) 上記フォーラムの開催にあたり、周知用のチラシを作成すること。

(4) 啓発物品の作成

次の啓発物品を作成し、納品すること。

また、作成に当たっては、障害者就労施設等からの優先調達(いわゆるハート購入)を可能な限り考慮すること。

	<u>内容</u>	作成部数
ア	令和3年度作成したセルフケア動画を活用した教材作成【新規】	一式
イ	アを格納したDVD(ラベル印刷込み)【新規】	350 枚
ウ	上記(1)及びアイばあちゃんをコラボしたシンボルマーク【新規】	一式
工	ウを活用した企業等の玄関に貼り付けるシール【新規】	500 枚
	(規格:カラー 100 mm×100 mm以上 屋外掲出可能な紙を使用すること)	
才	上記(1)及びウ(シンボルマーク)を普及させるのぼり旗デザイン【新規】	一式
カ	オののぼり旗【新規】	200 枚

(5) その他

提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能な取組があれば提案を認める。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また、 本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得なければならない。

(2) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは できない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号)を遵守しなければならない。